

# 製造業における 職長の能力向上教育の すすめ



製造業における職長の能力向上教育は、労働安全衛生法に義務付けられている就任時教育に加えて、厚生労働省が示す要綱において、定期(おおむね5年ごと)に実施すべきとされています。

職長の能力向上教育のカリキュラムは、建設業を除いて策定されていませんでしたが、2020年3月に、厚生労働省において製造業における職長の能力向上教育の詳細について示されました。

厚生労働省通達  
(令和2年3月31日  
基発0331第7号)



全ての働く人々に安全・健康を ~ Safe Work, Safe Life ~

**JISHA 中災防**  
Japan Industrial Safety & Health Association

中央労働災害防止協会



# 「職長」とはどのような立場の人をいうのでしょうか？

生産現場におけるライン組織のイメージ

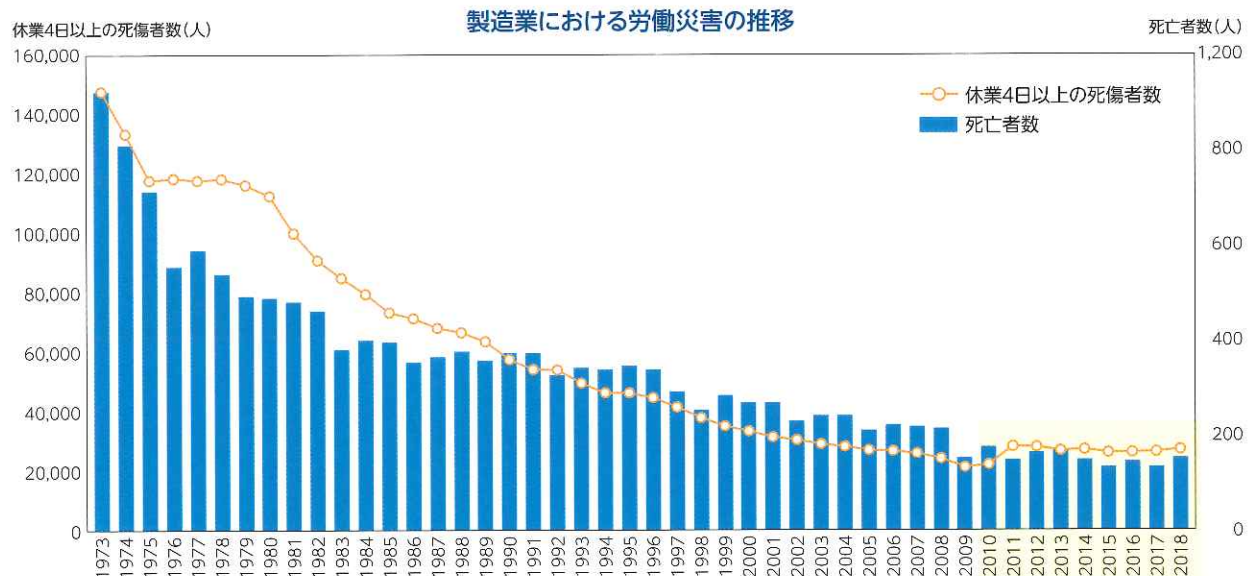


労働安全衛生法第60条の条文に、「職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者(作業主任者を除く。)」とあります。職長が果たすべき役割や、具体的な職務についての法令上の定めは、設けられていません。労働安全衛生法の解説書\*では、次のとおりです。

- (1) 生産現場における「職長」とは、「常に現場にいて、作業者に対し、作業の進め方について、直接、指導・監督する立場の者」をいい、一般的には、作業者の直近上位のライン監督者が該当します。
- (2) 名称は、各企業によって、職長、班長、リーダー、作業長などさまざまです。

\*出典：「労働安全衛生法の詳解—労働安全衛生法の逐条解説—」(労働調査会)

# 製造業における労働災害の発生状況はどうなっているのでしょうか？



資料出所 休業4日以上死傷者数：2011年までは、「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)」、2012年以降は、「労働者死傷病報告」(厚生労働省)／死亡者数：「死亡災害報告」(厚生労働省)

(注) 2011年の死亡者数については、東日本大震災を直接の原因とするものを除いた人数です。

下げ止まりの状況

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
休業4日以上死傷者数	22,372	28,457	28,291	27,077	27,452	26,391	26,454	26,674	27,842
死亡者数	211	182	199	201	180	160	177	160	183

製造業の労働災害の発生件数については、2010年以降は減少傾向に下げ止まりの状況が見てとれます。製造業における職長の能力向上教育が幅広く行われ、職長のレベルアップが図られることにより、製造業における現場力の向上、更には労働災害防止に資するものとなることが期待されています。

# 製造業における職長の能力向上教育のカリキュラムは？

科目は、次のとおり「職長等として行うべき労働災害防止及び労働者に対する指導又は監督の方法に関すること」（講義）と「グループ演習」の2つがあります。

## 職長等として行うべき労働災害防止及び労働者に対する指導又は監督の方法に関すること

### 1 基本項目（必須）

職長に期待される役割（①「先取りの安全衛生管理」、②「情報管理（上司と部下とのパイプ役）」、③「部下の育成」）について、より一層レベルアップさせて果たすことができるようにするために不可欠な安全衛生教育を内容とするものです。

### 2 専門項目（選択）

生産現場において、職長が中心となって推進する労働災害防止活動（①安全衛生実行計画の作成・実施、②職場巡視、③危険予知訓練（KYT）活動、④ヒヤリ・ハット活動、⑤4S（5S）活動等）に関する事業者の安全衛生教育ニーズには多様なものがあることから、このようなニーズに対応するために、この中から必要に応じて、必要な専門の安全衛生教育を選択して実施するものです。

## グループ演習

上記の内容について、グループ討議や事例演習等を行うことにより、上記の項目の理解を深めて、より一層の定着を図るために行うものです。

「1 基本項目（必須）」の内容に、必要に応じて、「2 専門項目（選択）」の必要な内容を加えた教育を、講義とグループ演習を組み合わせ、合計360分以上実施します。

※ 実行カリキュラムの具体例

調査研究報告書「製造業における現場力向上のための職長のレベルアップに向けて」（中央労働災害防止協会、2020）の203～206ページをご参照ください。

※ 具体的な教育内容の詳細

上記報告書の106～201ページをご参照ください。

製造業における現場力向上のための  
職長のレベルアップに向けて

203～206ページ

106～201ページ



## 厚労省通達（基発0331 第7号）の別表

### 実行カリキュラムの要件

科目	範囲	時間
職長等として行うべき労働災害防止及び労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	<b>1 基本項目（必須）</b> (1) 職長等の役割と職務 (2) 製造業における労働災害の動向 (3) 「リスク」の基本的考え方を踏まえた職長等として行うべき労働災害防止活動 (4) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置 (5) 異常時等における措置 (6) 部下に対する指導力の向上（リーダーシップなど） (7) 関係法令に係る改正の動向	120分以上
	<b>2 専門項目（選択）</b> (1) 事業場における安全衛生活動 (2) 労働安全衛生マネジメントシステムの仕組み (3) 部下に対する指導力の向上（コーチング、確認会話など）	必要な時間
グループ演習	以下の項目のうち1以上について実施すること。 ・職長等の職務を行うに当たっての課題 ・事業場における安全衛生活動（危険予知訓練など） ・危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置 ・部下に対する指導力の向上（リーダーシップ、確認会話など）	120分以上
合計		360分以上



# 講師はどんな人になるのでしょうか？

厚生労働省の通知では、次のように定められています。

## 1 安全衛生団体等が実施する場合

以下の(1)～(3)に掲げる者の中から講師を充てること。ただし、「2 専門項目」については、(4)に掲げる者を講師として充てること。

- (1) 「職長等教育講師養成講座」又は「職長・安全衛生責任者教育講師養成講座」を修了した者
- (2) 平成18年度以前の「職長等教育講師養成講座」又は「職長・安全衛生責任者教育講師養成講座」を修了した者であって、所定の科目を受講した者
- (3) 上記(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者
- (4) 労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、安全管理士及び衛生管理士等、「2 専門項目」に係る項目について十分な専門的知識及び経験を有すると認められる者

※ (1)に該当する講座には、中央労働災害防止協会の安全衛生教育センターで実施しているRST講座があります。

## 2 事業者が実施する場合

安全衛生団体等が実施する場合と同様の取扱いとすることが望ましいこと。



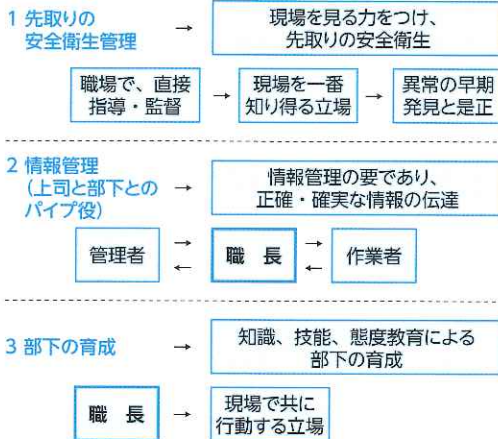
## 職長に期待される役割は？

「職長は、安全衛生のキーマンといわれています。職長が安全衛生について理解があるか否かが、その職場や作業の安全衛生状態を大きく支配する」（「労働安全衛生法の詳解—労働安全衛生法の逐条解説—」（労働調査会））とされています。\*

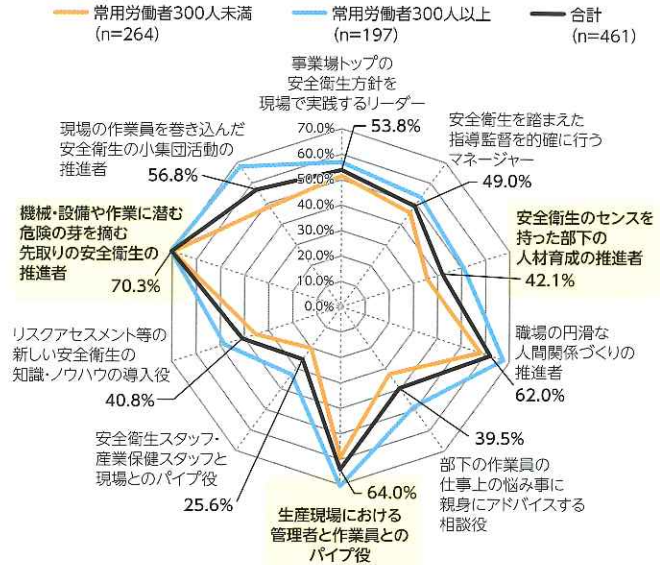
職長に期待される安全衛生管理の役割については、生産現場におけるキーパーソンとして、「先取りの安全衛生管理」、「情報管理（上司と部下とのパイプ役）」、「部下の育成」の3つが基本的な役割といわれています。製造業に属する企業2,000社に対して2019年に実施したアンケート調査でもほぼ同様の結果となっています。

※ 職長が果たすべき役割や具体的な職務についての法令上の定めは設けられていません。

### 職長に期待される安全衛生管理の基本的な役割



### アンケート調査（2019年） 職長に期待する役割



資料出所 「製造業における現場力向上のための職長のレベルアップに向けて」（中央労働災害防止協会、2020、p.48.）

（注）調査対象企業（製造業）において選定した中核工場（1事業場）としての回答について集計を行ったものです。複数回答

## 製造業における職長の能力向上教育とは？ 何のためにするのでしょくか？

業務に関連する労働災害の動向、技術革新等の社会経済情勢、事業場における職場環境の変化等に対応した能力向上教育をするとされています（厚生労働省「安全衛生教育等推進要項」）。

生産現場において職長に期待される役割をより一層レベルアップさせて果たすることができるようにするために必要となる教育を行い、製造業における労働災害を防止していくものです。



## 中央労働災害防止協会の応援メニューは？

製造業における職長の能力向上教育を実施する皆さんを応援するため、中央労働災害防止協会では、以下のことを実施しています。

### 「職長の能力向上教育テキスト」の販売

教育カリキュラムに沿った職長能力向上教育用テキストを作成、販売しています。教育のねらいや、教育内容をわかりやすく解説しています。



#### 職長の能力向上教育テキスト —製造業における職長等に対する 能力向上教育に準じた教育用

中央労働災害防止協会編  
B5判/220頁/2色刷  
発行年月日 2020年5月15日

就任後おおむね5年ごとに行うこととされている、職長の能力向上教育用のテキストです。

厚生労働省通達(令和2年3月31日付け基発0331 第7号)で示されたカリキュラムに対応しています。

お申込・お問合せ先  
中央労働災害防止協会 出版事業部  
電話 03-3452-6401  
<https://www.jisha.or.jp/order/index.php>

「職長の能力向上教育テキスト」の  
購入ページ



### 製造業における職長の能力向上教育講師養成オンライン講座開設と特設サイトの開設

製造業における職長の能力向上教育の講師を担当する方に向けて、教育カリキュラムの概要や具体的な教育内容等について体系的に整理しポイント等を解説する自主学習用の動画を作成し、オンライン講座(約6時間)として無料で配信しています。中央労働災害防止協会ホームページ「職長の能力向上教育の特設サイト」から、ご視聴いただけます。このサイトからは、解説資料をはじめグループ演習用資料などの関連資料のダウンロードもできます。

(注) オンライン講座は、いわば講義のポイントをお示しするもので、これを受講することで、「講師はどんな人になるのでしょうか？」の要件を満たすことにはならないことに注意が必要です。

職長の能力向上教育の  
特設サイト



### 職長の能力向上教育セミナーの開催

教育カリキュラムに準拠して、職長として行うべき労働災害防止活動、リスクアセスメント、リーダーシップ、コミュニケーション等について、「講義」と「グループ演習」とを組み合わせた教育セミナーを開催しています。

職長の能力向上教育セミナー



2020年11月2日(月) 9時~16時40分  
(場所: 東京都港区)

その他のセミナー一覧



その他のセミナーはこちらのセミナー一覧から  
「職長能力向上教育」をご覧ください。

### 各種相談受付

職長の能力向上教育について、ご不明な点は  
中央労働災害防止協会 教育ゼロ災推進部 教育・調査課 へお問い合わせください。  
電話 03-3452-6389 e-mail [kyoiku@jisha.or.jp](mailto:kyoiku@jisha.or.jp)

お問合せ  
e-mail

